

猪名川町地域公共交通会議設置要綱の改正について

【改正の理由】

今年度策定予定である「猪名川町地域公共交通ネットワーク見直し方針」をもとに、将来の公共交通ネットワークの実現を目指し、取組みを進めていく必要があります。

町が主体となり地域全体の公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制の強化を図るために、「道路運送法」および「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づく法定協議会を設置し、さらに本町の公共交通のあり方や制度の拡充、交通施策の見直しを積極的に図りたいとして、提案するものです。

また、将来の公共交通ネットワークを実現させる観点から、まちづくりや多様な分野と連携した公共交通施策を推進することを目的とし、今後の公共交通施策の推進に係る基本理念や実施する施策等をまとめた猪名川町における公共交通のマスタープランとなる「(仮称) 猪名川町公共交通基本計画」の策定に取り組みます。

【主な改正内容】

- ・ 第1条（設置）に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会として設置することを明記します。
- ・ 第2条（協議事項）に、地域公共交通のあり方検討、交通関係計画の策定及び変更に関する事項、実施に関する事項を協議事項とすることを明記します。

※赤字：改正箇所を示す。

○猪名川町地域公共交通会議設置要綱改正案

平成22年3月26日

要綱第15号

改正 平成23年3月25日要綱第16号

平成26年3月31日要綱第13号

令和2年3月 日要綱第 号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、猪名川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域公共交通のあり方検討及び交通関係計画の策定、変更及び実施に関する事項

(2) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様並びに運賃及び料金に関する事項

(3) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命し、又は委嘱する。

(1) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員

(2) 住民又は利用者の代表

(3) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員

(4) 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所の職員

(5) 兵庫県川西警察署の職員

(6) 町の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、交通会議の議決があったものとみなす。
- 6 交通会議は、原則として公開とする。
- 7 交通会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理する場合、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を交通会議に報告する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。
- 7 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる交通会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成23年3月25日要綱第16号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱第13号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月 日要綱第 号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。